

事務連絡
平成26年3月10日

法務局民事行政部首席登記官 殿
(不動産登記担当)
地方法務局首席登記官 殿
(法人登記担当を除く。)

法務省民事局民事第二課

警戒区域設定指示等が解除された地域における東日本大震災に伴う所有権の移転等の登記における被災代替建物の敷地の用に供されると見込まれる土地に係る登録免許税の免除措置の取扱いについて

福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示区域の一部において、警戒区域設定指示等の解除が検討されているところ、標記の取扱いについては、平成23年12月14日付け法務省民二第3014号法務省民事局民事第二課長依命通知(以下「通知」という。)をもって示されておりますが、被災代替建物が対象区域代替建物である場合にあっては、下記の点につき留意願います。

記

被災代替建物が対象区域代替建物である場合、登録免許税の免税措置の対象となる建物は、警戒区域設定指示等が行われた日から当該警戒区域設定指示等が解除された日以後3月(当該対象区域代替建物が同日後に新築されたものであるときは、1年)を経過する日までの間に新築又は取得をしたものに限られるとされている(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第39条第1項)ことから、当該建物の敷地の用に供されると見込まれる土地に係る登録免許税の免税措置の認定の際についても、当該要件を満たすことを確認する必要がある。

したがって、当該土地に係る登録免許税の免税措置の認定の際には、当該登記の申請が当該土地の取得後1年以内にされたものであることを確認するとともに、通知の記第2の3(1)ア(イ)の被災代替建物の敷地の用に供されると見込まれる土地であることを明らかにする書類及び通知の記載第2の1(1)の別紙様式1-2又はこれに準ずる様式により災証明書から①当該被災代替建物の建築予定年月日及び②当該警戒区域設定指示等が解除された日を確認し、①の日が②の日から1年を経過していないことをも確認する必要がある。